

国土強靱化について（国の取組）

平成28年10月24日

青 森 県

1. 国土強靱化とは

- 我が国は、これまで数多くの災害が発生し、甚大な被害を受けてきた
- その都度、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しを避け、**平時から大規模自然災害等に対する備え**を行うことが重要
- 最悪の事態を念頭に置き、**国土政策・産業政策も含めた総合的な対応**を「国家百年の大計」として行っていく必要

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① **人命の保護が最大限図られること**
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧・復興**

を**基本目標**として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築する

国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）

<基本的な方針の例>

- ハード・ソフトを適切に組合せ
- 平時にも非常時にも有効に活用
- 民間の取組を促進

<特徴>

- 国土政策・産業政策を含めた対応
- 地震、洪水などの「リスク」を特定せず、あらゆる「リスク」を見据えたうえで、最悪の事態に陥ることを避けられる行政機能、地域社会、地域経済を事前につくりあげる取組

2. 国土強靱化基本法の概要①

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」

(議員立法により、平成25年12月4日成立、同月11日公布・施行)

○ 目 的 (第1条)

「事前防災・減災」「迅速な復旧・復興」「大規模自然災害等に備えた強靱な国づくり」等の推進に関し、国土強靱化基本計画等を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

○ 基本理念 (第2条)

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について、現状の評価を行うことを通じて、国土強靱化に関する施策を策定し、これを国の計画に定める。

2. 国土強靱化基本法の概要②

○ 基本方針 (第8条)

- 1 大規模自然災害等に際して**人命の保護が最大限図られる**
- 2 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持される**
- 3 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- 4 **迅速な復旧復興**

※ この他、**ハード・ソフト連携した推進体制の整備、施策の重点化** 等

○ 施策の策定及び実施の方針 (第9条)

既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用、自然との共生・環境との調和 等

○ 基本計画・脆弱性評価 (第10条、第11条、第17条)

- ◆ **国土強靱化に係る指針として基本計画を定め、国土強靱化に関しては、国の他の計画は本計画を基本とする**
(具体的な事業は記載せず、基本計画を指針として他の計画で位置づけ)
- ◆ **起きてはならない最悪の事態を想定した上で脆弱性に関する評価を実施し、その結果の検証を受けて、施策の優先順位を定め、重点化を図る** 等

○ 地方公共団体の責務・地域計画 (第4条、第13条)

- ◆ **地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務**
- ◆ **国土強靱化に係る指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる**

3. 国土強靱化基本計画（国）の概要①

「国土強靱化基本計画」 （平成26年6月3日閣議決定）

- 事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた**国土の全域にわたる強靱な国づくり**について、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本方針に基づき推進（第1章）

<国土強靱化の基本方針>

1 国土強靱化の取組姿勢

- ◆ 長期的な視野を持って計画的な取組
- ◆ 経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化

2 適切な施策の組み合わせ

- ◆ ハード対策とソフト対策の適切な組合せ
- ◆ 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携・役割分担
- ◆ 平時にも有効に活用される対策

3 効率的な施策の推進

- ◆ 既存の社会資本を有効活用 ……（ほか）

3. 国土強靱化基本計画（国）の概要②

○ 脆弱性評価（第2章）

1 想定するリスク

国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、あらゆる事象が想定されうるが、**南海トラフ地震、首都直下地震等**が遠くない将来に発生する可能性があること、**大規模自然災害**は一度発生すれば、**国土の広域な範囲に甚大な被害**をもたらすものとなることから、**大規模自然災害を想定した**評価を実施。

2 「目標」と「起きてはならない最悪の事態」

- ◆ 「事前に備えるべき目標」 … 8項目
- ◆ 「起きてはならない最悪の事態」 … 45項目 ※ 次ページ参照

3 評価の実施手順

- ① 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を整理
- ② 施策群を構成する個別施策ごとの課題を分析
- ③ この分析をもとに各施策群の達成度や進捗を把握して、施策群ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価

3. 国土強靱化基本計画（国）の概要③

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6	複数空港の同時被災
		5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-8	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3. 国土強靱化基本計画（国）の概要④

○ 脆弱性評価結果のポイント

- ◆ 重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要
- ◆ 代替性・冗長性等の確保が必要（冗長性：余分な部分が付加され、それにより機能の安定化が図られていること）
- ◆ 地方公共団体・民間等との連携が必要

○ 国土強靱化の推進方針（第3章）

- ◆ 事前に備えるべき目標に照らして必要な対応について、**12の個別施策分野と3の横断的分野を設定**
- ◆ 脆弱性評価の結果に基づき、**施策分野ごとの推進方針を策定**

○ 計画の推進等（第4章）

- ◆ 限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるため、**施策の優先順位付け**を行い優先順位の高いものについて**重点化**
- ◆ 国土強靱化の**施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容を見直し**

4. 国土強靱化地域計画（都道府県等）の概要

- 国土強靱化**基本法に基づき都道府県・市町村が策定**する計画（法第13条）
- **国土強靱化の観点**から、地方公共団体における**様々な分野の計画等の指針**となるもの
- **国土利用や経済社会システムの強靱性**に着目し、**地域をいかなる自然災害等が起ころうとも対応できる**
体質・構造に変革していく視点から策定
- 具体の作業手順としては、**目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定**して、その**脆弱性の**
評価を行った上で、これに基づき**対策を検討**
- それぞれの地域が直面する様々な大規模自然災害の**リスクの影響の大きさ**や**緊急度**等を踏まえ、**施策の**
重点化・優先順位付けを行いながら策定
- **国の国土強靱化基本計画との調和**を図ることが必要

<国のガイドラインより>

(参考) 地方公共団体関連条文 (国土強靱化基本法)

(地方公共団体の責務)

第4条 **地方公共団体は**、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた**施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。**

(事業者及び国民の責務)

第5条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、
第2条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(国土強靱化基本計画)

第10条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 (略)

(国土強靱化地域計画)

第13条 **都道府県又は市町村は**、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における**国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画**（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、**国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。**

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、**国土強靱化基本計画との調和**が保たれたものでなければならない。

(参考) 各都道府県の計画策定状況

平成28年9月1日現在の状況

計画策定済み 32都道府県

計画策定中(予定含む) 15府県

➡ 全47都道府県が計画策定中、
あるいは計画策定済



凡例

策定中(予定含む)
府県

策定済み都道府県

5. 地域防災計画と国土強靱化地域計画

<国土強靱化地域計画の特徴（地域防災計画との比較）>

○ 検討のアプローチ

- ◆ 国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点から検討

○ 対象とするフェーズ

- ◆ 発災前における（＝平時の）施策を対象とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象外
ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象

○ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

- ◆ あらゆる災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を明示
- ◆ 目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行った上で、これに基づき対策を検討
- ◆ その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な内容

○ 重点化と進捗管理

- ◆ 施策の重点化・優先順位付けを行い、進捗管理を適切に実施